

保証金受領書の電子的交付について

1. 電子交付等の種類

上記書面について当社が行う書面の電子交付等とは、当社の使用にかかる電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法（「金融商品取引業等に関する内閣府令」第五十六条第1項第1号ハ）により行われます。

2. 電子交付等の方式

電子交付等を受けるためには、Adobe Reader 等の PDF ファイル閲覧用ソフト、および当社が推奨するバージョン以上のブラウザソフトを必要とします。